

東京狭山茶

「東京狭山茶」は町の特産品で、気候 風土が栽培に適し、多くの農家により 生産されています。

ハ十ハ夜の頃に、一番茶の摘み取りが始まり、町内の製茶工場では爽やかなお茶の香りが漂い、一年で最も賑わう季節になります。

(5月1日撮影)

おもな内容

平成 27 年度 予算の執行状況、平成 28年度 国民健康保険税、 平成 28年度 後期高齢者医療保険料 2~4 みずほ伝言板 選挙事務補助 臨時職員の募集 ほか 5~7 福祉・子育て 熱中症予防講演会 ほか 8~11 インフォメーション 町・都民税の給与からの天引き ほか 14~17 教育委員会からのお知らせ 幼稚園児の保護者の皆さまへ ほか 18~20

※今月号は、12・13ページの間に「ごみ減量・環境・リサイクル特集号」を折り込んでいます。

平成28年度 国民健康保険税

国民健康保険医療費の現況

国民健康保険の医療費は、医療技術の 高度化や加入者中の高齢者の割合が上昇 することにより、年々増加しています。そ の一方で、それに見合った保険税収入が 確保できず、恒常的な財源不足が続いて

を与えます。

平成 28 年 4 月から国民健康保険税率の 改定・課税限度額の引き上げ

現状のままでは医療給付費の増加など国 民健康保険財政が危機的状況を迎えます。 持続可能な医療給付を行うため、被保険者・ 保険医・公益を代表する委員で構成する「国 民健康保険運営協議会」で検討し、保険税率 います。この不足を補うため、毎年、町のの改定案を作成しました。議会では、改定率 一般会計から繰入金という形で赤字補て 3.34% (前年:3.49%) の提案が可決さ れ、保険税率を改定します。また、法律など 一般会計は町税を主な財源としている の改正により課税限度額について、基礎課 ため、赤字補てん額をこのまま増やし続 税額2万円、後期高齢者支援金等課税額2 けることは、国民健康保険に加入してい 万円をそれぞれ引き上げ、課税限度額の合 ない方への住民サービスにも大きな影響 計額が85万円から89万円になります。

国民健康保険税の軽減措置の拡大

国民健康保険税の均等割額の軽減措置 拡大として、5割軽減の対象となる世帯 の軽減判定所得の算定について、被保険 者1人当たり26万5,000円(5,000円 増)に引き上げます。2割軽減の対象とな る世帯の軽減判定所得の算定について も、被保険者1人当たり48万円(1万円 増)に引き上げ、低所得者の負担緩和を図 ります。

世帯主(世帯主が国民健康保険加入者 でない場合も含む)、その世帯の国民健康 保険加入者および特定同一世帯所属者の 総所得金額などの合計が下表の基準以下 の場合は、均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減措置について

軽減割合	î	軽減対象となる所得基準	
7割		33万円	
5割		33万円+26万5,000円(26万円)×加入者と特定同一世帯所属者の数 ※	
2割		33万円+48万円(47万円)×加入者と特定同一世帯所属者の数 ※	

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国民健康保険の方です。 ※()内は、平成27年度の金額です。

【国民健康保険税の計算例】

<例>夫(58歳)前年給与収入222万円(所得額137万4,000円)、妻(56歳)前年収入なし 課税標準所得額 = 前年総所得金額など(137 万 4,000 円) — 基礎控除額(33 万円) = 104 万 4,000 円

所得割額 = 課税標準所得額 × 所得割の税率

均等割額 = 1人当たり均等割額 × 加入者数

区	分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額		1,044,000 円×4.86%=50,738 円	1,044,000 円×1.31%=13,676 円	1,044,000 円×1.55%=16,182 円
均等割	割額	22,000 円×2人=44,000 円	6,100円×2人=12,200円	13,000円×2人=26,000円
計		50.738 円+44,000 円≒94,700 円 (100 円未満切り捨て)	13,676 円+12,200 円≒25,800 円 (100 円未満切り捨て)	16,182円+26,000円≒42,100円 (100円未満切り捨て)

年税額 = 94,700 円 + 25,800 円 + 42,100 円 = 162,600 円(国民健康保険税)

※国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算した金額です。

なお、介護納付金分は40歳から64歳までの方が対象です。

※所得割の税率、1 人当たり均等割額は、7 月に郵送される納税通知書に同封される「国民健康保険のしおり」で確認してください。 ※75歳になると…国民健康保険加入者が75歳になると、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入となり、国民健康保険の 資格を喪失し、誕生月分からの後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。

平成 28 年度国民健康保険税納税通知書について

世帯内に1人でも国民健康保険加入者がいると、世帯主が納税義務者 となります。これを擬制世帯主(ぎせいせたいぬし)といいます。7月上 旬に国民健康保険加入者がいる世帯主の方に、国民健康保険税納税通知 書が郵送されます。

支払方法

1年間の国民健康保険税を8期に分けて納付書もしくは口座振替に てお支払いいただく「普通徴収」と、お受け取りになる年金額からあらか じめ日本年金機構が保険税を差し引いて町に収める「特別徴収」の2通 りの方法があります。年金からお支払いいただく「特別徴収」は、申請す ることで「普通徴収(口座振替)」に変更することができます。

納め忘れにご注意を

国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して医 療機関や薬局にかかれるように、加入者の皆さんで普 段からお金を出し合い、お互いに助け合っていこうと いう制度です。

加入者の皆さんに負担していただく保険税は重要 な財源です。安心して暮らしていくために、必ず納め ましょう。

問合せ 住民課 配557-7578

平成27年度 予算の執行状況 (平成28年3月31日現在)

48億6,641万円

45億6,040万円

支出済総額

120億7,715万円

住民1人当たり

35万7,080円

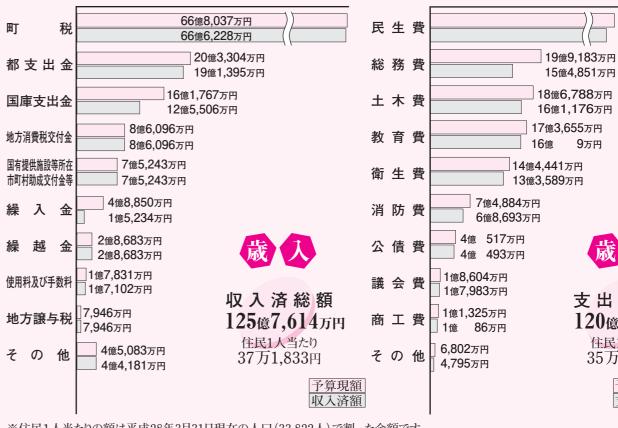
支出済額 (執行率%)

支出済額

一般会計

34億2.840万円

一般会計は当初予算で、136億4,080万円でスタートしました。これ に7回の予算補正と平成26年度からの繰越事業費を合わせ、現在の予算 額となっています。

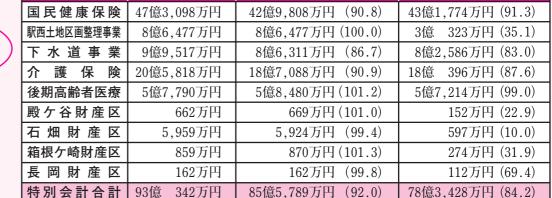


予算現額

※住民1人当たりの額は平成28年3月31日現在の人口(33,822人)で割った金額です。 ※予算現額には予備費充用額を含みます。

特別会計

93億342万円



収入済額 (収入率%)

00

町債の状況

◆一般会計事業債⋯⋯	34億5,495万円
◆特別会計事業債	45億2,352万円

町の財産

◆ ±	地 ····· 53万7,453㎡
◆建	物····· 8万6,588㎡
◆基:	金総額88億5,558万円

問合せ 企画課 配 557-7483

広報みずほ 平成28年6月号 広報みずほ 平成28年6月号 市民公開講座「介護保険の利用について一介護保険は、どんな時に利用するの?ー」 講師 関根 奏子さん(社会福祉士) **日 時** 6月23日(h) 午後 3 時~ 4 時 **場 所** 公立福生病院 1 階多目的ホール **定 員** 70 人 (先着順)

選挙事務補助 臨時職員の墓集

参議院議員選挙の事務を補助する臨時 職員を募集します。

応募資格 18歳以上の方 募集職種

▶投票事務

前日準備…午前9時~正午

投票日当日…午前6時30分~午後9時 ▶開票事務 午後9時~10時

※平成28年度瑞穂町臨時職員の登録が必要 です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 選挙管理委員会(総務課内) **E** 557—0614

保健センター嘱託旨の墓生

【保健師または看護師(嘱託員)】 募集人員 1人 勤務日程 火・水・金曜日 (月9日程度)

午前9時~午後4時30分 ※応相談

- 条 件 ▶保健師免許または看護師免許のある方
 - ▶普通自動車運転免許のある方
 - ▶乳幼児健康診査業務の経験がある方
 - ▶パソコン (表計算・文書作成ソフト) が使える方
 - ▶平成28年度瑞穂町嘱託員に登録可能な方

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 登録について 総務課 🔟 557-7492 仕事内容について 健康課 囮 557-5098

羽村・瑞穂地区学校給食センター 臨時職員の墓生

募集人員 若干名

時 給 930 円 選考方法 履歴書·面接

申込方法 6月1日(水)から15日(水)までに市販の履歴書に写真 午前8時30分~11時30分または午後1時~4時 を添付し、必要事項を記入の上、郵送または直接羽 村・瑞穂地区学校給食センターへ

受付時間 午前9時~午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

問合せ 羽村・瑞穂地区学校給食組合 皿 554-2084

【事務職】

雇用期間 7月1日金~9月30日金(契約更新あり)

勤務日程 週4日 午前9時~午後4時

【給食調理補助、食器洗浄作業】

勤務日 月~金曜日(祝日除く)

雇用期間 10月3日(月)~平成29年3月31日(金)(契

約更新あり)

勤務内容 午前…給食調理補助・諸業務

午後…食器洗浄作業・諸業務

移動児童館夏季臨時指導員の募集

武蔵野コミュニティセンターで実施する移動児 童館の夏季臨時指導員を募集しています。

期 間 町内小中学校の夏季休業期間(日曜日・祝 日は除く)

勤務時間 週3日、1日3時間程度

勤務場所 武蔵野コミュニティセンター

勤務内容 来館児童の見守り、遊びの指導など 資 格

- ▶教員または保育士などの資格のある方
- ▶大学・短大・専門学校在学中で教員または保育士 を目指している方
- ▶子育て経験のある方

※徒歩または自転車で通勤できる方を優遇します。

募集人員 若干名

時 給 有資格者(教員・保育士など)は920円 資格をお持ちでない方は910円

申込み 6月25日出までに、町指定の申込書(写 真添付) に記入のうえ、あすなろ児童館に お持ちください。

問合せ あすなろ児童館 囮 557-7766

学童保育クラブ夏季臨時指導員の募集

夏休み期間中に学童保育クラブで児童に基本的な生活習 慣、遊びの指導をしていただける方を募集しています。

期 間 7月中旬~8月下旬(日曜日・祝日は除く)

勤務時間 原則として、午前9時から午後5時までの間で、 1日4時間から5時間(週3日から5日程度)

勤務場所 町内の学童保育クラブ

勤務内容 在籍児童の指導・見守り

資格 ▶教員または保育士などの資格のある方

- ▶子育て経験のある方
- ▶子どもに関わる仕事に興味がある方

募集人員 14 人 時 給 920 円

問合せ 特定非営利活動法人わかば 囮 557-8651

主任介護支援専門昌の募集

内 容 居宅介護支援事業に伴うケアマネジメント、請求 業務、その他事務など

報酬 社会福祉協議会の規定によります。

申込み 履歴書を郵送または直接社会福祉協議会へ ※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 社会福祉協議会 囮 557-0159

平成28年度 後期高齢者医療保険料

平成28年度の保険料および軽減措置が決定しました。7月中旬に保険料決定通知および保険料納入通知書が郵送されます。 保険料は、皆さまが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分(1割または3割) を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割が公費(国・都・区市町村)、約4割が 現役世代からの支援金でまかなわれています。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっています。平成28・29年度(平成28年 4月1日~平成30年3月31日)の保険料率は、平成28年1月の広域連合議会において議決され、改定しました。

後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いします。



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計 から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減について

所得に応じて、保険料の軽減があります(軽減には確定申告をはじめ、所得の申告が必要となる場合があります)。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医 療制度の被保険者全員と世 帯主の「総所得金額などを 合計した額」をもとに均等 割額を軽減しています。

【均等割額の軽減基準】

総所得金額などの合計が下記に該当する世帯	軽減割台
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(26 万 5,000 円 × 被保険者の数)以下	5割
33万円+(48万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(平成28年1月1 日現在)の方の公的年金所得に ついては、その所得からさら に高齢者特別控除15万円を差 し引いた額で判定します。 ※被保険者とは後期高齢者医 療保険制度に加入している方 のことです。

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のも ととなる所得金額 をもとに 所得割額を軽減しています。

【所得割額の軽減基準】

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
1)**	15万円以下	100%
2 **	20万円以下	75%
3	58万円以下	50%

※①②は、東京都後期高齢 者医療広域連合独自の軽減措 置です。

③被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった 方は、均等割額が9割軽減された額となり、所得割額はかかりません。

④保険料の計算例

単身世帯で、公的年金収入200万円のみで、他の所得がない場合

均等割額:200万円-120万円(年金控除額)-15万円(高齢者特別控除額)=65万円 基準額65万円は均等割額の2割軽減に該当します。

42,400円× (10割-2割) =33,920円··· (ア)

所得割額:200万円-120万円(年金控除額)-33万円(基礎控除額)=47万円 47万円×9.07%×50%(軽減率) =21,314円···(イ)

保険料額: (ア) + (イ) =55,200円(年額) (100円未満切り捨て)

被保険者証の更新

今年は2年に1度の更新年です。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留 で郵送されます。

問合せ

- ▶保険料については 住民課 囮 557—7578
- ▶制度のことは
- 〈土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで〉 広域連合お問合せセンター **III** 0570—086—519 IP 電話(ひかり電話)、PHS の方は III 03—3222—4496 ∧

広報みずほ 平成28年6月号 広報みずほ 平成28年6月号